

生産緑地買取・活用支援事業に対する補助事業採択基準

制定 令和3年3月31日付2産労農振第3235号
改正 令和4年8月1日付4産労農振第1013号
改正 令和5年3月31日付4産労農振第3042号

第1 目的

都市部に位置する農地の宅地化を抑制し、多面的機能を有する農地を確実に保全していくことを目的とした公益財団法人東京都農林水産振興財団が行う生産緑地買取・活用支援事業費補助金交付事務を円滑かつ有効に実施するため、以下のとおり採択基準を定める。

第2 適用

この採択基準は、生産緑地買取・活用支援事業実施要綱（令和2年3月31日付31産労農振第2542号）に基づく補助事業の採択について適用する。

第3 採択基準

第2に定める補助事業は、次に掲げる要件に適合した土地について行う。

1 生産緑地等の買取支援の対象地

(1) 主たる箇所が生産緑地地区に指定されていること。

主たる箇所が生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条の規定により、生産緑地地区として指定されていること（過去に生産緑地地区として指定されており、買取の申し出により自治体の公社等が買い取っている土地も含む）。

なお、「主たる箇所が生産緑地地区に指定されている」とは、申請面積のうち5割以上を生産緑地が占めており、残りの面積は、その生産緑地と一体的に農的に利用する市街化区域内農地であることとする。ただし、申請面積のうち、市街化区域内農地が過半を占めている場合は、生産緑地と同面積までを補助対象とする。

(2) 農的な利用を目的とした買取であること。

生産緑地地区の指定がある区市が、生産緑地及び当該生産緑地と一体的に農的に利用する市街化区域内農地（以下「生産緑地等」という。）を農的に利用することを目的に購入する土地であること。

なお、「一体的に農的に利用する」とは、生産緑地法第3条の規定による「一団のもの区域」の規定に準じる立地条件のほか、「生産緑地買取・活用支援事業実施計画書」（公益財団法人東京都農林水産振興財団生産緑地買取・活用支援

事業実施要領（令和2年7月20日付2農振財農第399号）別記様式1）による区市の農的な利用の内容によって判断する。

（3）生産緑地買取・活用支援事業について、交付申請を行う際に、公園又は緑地として都市計画決定されている土地については、以下の各号の土地以外であること。

ア 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2に規定する都市公園の区域

イ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条に規定する都市計画事業の事業地。

ウ 「都市計画公園・緑地の整備方針（令和2年7月改定）」（東京都・特別区・市町）で定めた新規事業化区域

2 生産緑地等の活用支援の対象地域

（1）1で購入した生産緑地等であること。

3 生産緑地等の運営支援の対象地域及び補助対象経費等

（1）生産緑地等の運営支援の対象地域については、1で購入した生産緑地等であること。

（2）実施要綱第8（2）で定める「計画策定や専門家等による運営への助言・指導に要する経費」とは、以下に掲げる経費とする。

ア 農的な利用の運営方法について、民間事業者、学識経験者その他専門知識を有する者（以下「専門家等」という。）により行われる次の業務に係る委託料、報償費、講師謝金、技術指導料及び専門家等の旅費

- ・ 企画提案
- ・ 計画の立案・策定
- ・ 効果的な手法の検討

イ 上記以外で財団が特に必要と認める経費

（3）実施要綱第8（3）①で定める補助対象期間については、「生産緑地等の買取支援」により買い取った生産緑地等において、申請の際に既に開始している農的な利用の運営であっても、対象区市の第1回目の申請の日が属する年度をもって1年目とする。

第4 その他

公園又は緑地として都市計画決定されている土地においては、区市は都市計画事業の妨げとならないよう、農的に利用すること。都市計画事業の施行者が事業に着手した場合は、施行者と十分協議の上、土地を施行者に引き渡すなど事業への協力を行うこと。

また、補助金返還については補助金等交付財産の処分承認基準（平成 23 年 6 月 1 日付 23 財主財第 38 号）の規定に準拠し対応することとし、区市は、本補助事業を実施した対象地、施設についての記録を適切に管理すること。

附則

この採択基準は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この採択基準は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。

附則

この採択基準は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。